

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日は、
日曜日の翌
日とする）

目次
◇公安告示 自動車の保管場所の確保等に関する法律第五十一条及び第二項の規定の適用を除外する区域の指定

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十九号

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）第三条第一項ただし書の規定に基づき、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）第五条第一項及び第二項の規定の適用を除外する区域を次のとおり指定し、昭和四十年十一月一日から施行する。

昭和四十年十月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

鳥取市の区域のうち次に掲げる道路その他の工作物及びこれらによつて囲まれた地域を除いた区域

- 一 市道東町丸山線のうち鳥取市丸山町二四八番地先から同市湯所町一丁目七三二番地先（市道湯所七号線との交差点）までの区間
- 二 市道湯所七号線
- 三 市道山屋敷線のうち鳥取市湯所町一丁目一〇五の一番地先から同市同

町一丁目七一二番地先（市道湯所町上ノ丁線との交差点）までの区間

四 市道湯所上ノ丁線

五 市道東町丸山線のうち鳥取市東町三丁目三七一番地先から同市同町三丁目一四九番地先（市道栗谷掘端線との交差点）までの区間

六 市道栗谷掘端線

七 市道栗谷線のうち鳥取市栗谷町八の二番地先から同市同町九番地先（市道江崎上町線との交差点）までの区間

八 市道江崎上町線

九 鳥取市上町一番地先（市道江崎上町線との交差点）から同市同町一番地先（県道禰野神社線との交差点）までの区間の敷地鳥取市所有の道路

十 県道禰野神社線のうち鳥取市上町一番地先から同市同町一〇八番地先（市道上町立川線との交差点）までの区間

十一 市道上町立川線のうち鳥取市上町一〇八番地先から同市立川町二丁目二二六番地先（市道立川一本橋線との交差点）までの区間

十二 市道立川一本橋線のうち鳥取市立川町二丁目二二六番地先から同市同町四丁目一四〇番地先（県道鳥取国府線との交差点）までの区間

十三 県道鳥取国府線のうち鳥取市立川町四丁目一四〇番地先から同市同町五丁目字橋向一五二の一番地先（立川大橋東詰）までの区間

十四 県道福部鳥取線のうち鳥取市立川町五丁目字橋向一五二の一番地先から同市卯垣字上土居二六番の一地先（市道卯垣岩倉線との交差点）までの区間

十五 市道卯垣岩倉線

十六 市道岩倉一号線のうち鳥取市岩倉字井後三九五番地先から同市岩倉

- 字大島四、三七一番地先(市道岩倉二号線との交差点)までの区間
- 十七 市道岩倉二号線のうち鳥取市岩倉字大島四、三七一番地先から同市岩倉字上樋掛四四五の六番地先(県道鳥取国府線との交差点)までの区間
- 十八 県道鳥取国府線のうち鳥取市岩倉字上樋掛四四五の六番地先から同市卯垣一六五番地先(市道緑町一号線との交差点)までの区間
- 十九 市道緑町一号線のうち鳥取市卯垣一六五番地先から同市大杖字五万田二二三の二番地先(市道大杖線との交差点)までの区間
- 二十 市道大杖線のうち鳥取市大杖字五万田二二三の二番地先から同市大杖字安養田二四八の五番地先(大杖橋南詰)までの区間
- 二十一 袋川左岸堤防のうち鳥取市大杖字安養田二四八の五番地先から同市大杖字四四番地先(面影橋南詰)までの区間
- 二十二 一般国道二九号線のうち鳥取市大杖字四四番地先から同市正蓮寺字啜四二の二番地先(市道叶正蓮寺線との交差点)までの区間
- 二十三 市道叶正蓮寺線のうち鳥取市正蓮寺字啜四二の二番地先から同市西大路字樋八の二番地先(土居橋南詰)までの区間
- 二十四 大路川左岸堤防のうち鳥取市西大路字樋八の二番地先から同市一場一三四番地先(高橋南詰)までの区間
- 二十五 市道吉成的場線のうち鳥取市一場一三四番地先から同市吉成字打明七二四の三番地先(吉成橋南詰)までの区間
- 二十六 一般国道五三三号線のうち鳥取市吉成字打明七二四の三番地先から同市富安字天神三九五番地先(美保橋北詰)までの区間
- 二十七 市道美保七号線
- 二十八 袋川及び千代川右岸堤防のうち鳥取市古市字上前田四六四番地先から同市古市字土手ノ外四〇六番地先(千代橋東詰)までの区間
- 二十九 県道鳥取鹿野倉吉線のうち鳥取市古市字土手ノ外四〇六番地先から同市古海七四八の六番地先(市道瀬戸田線との交差点)までの区間
- 三十 市道瀬戸田線
- 三十一 県道高路古海線のうち鳥取市古海二九二番地先から同市古海字新田一一四の一番地先(県道長谷鳥取線との交差点)までの区間
- 三十二 県道長谷鳥取線のうち鳥取市古海字新田一一四の一番地先から同市安長字前内四二二の一番地先(八千代橋西詰)までの区間
- 三十三 県道鳥取港線のうち鳥取市安長字前内四二二の一番地先から同市賀露町一、〇九九番地先(賀露大橋西詰)までの区間
- 三十四 都市計画街路片原賀露線のうち鳥取市賀露町一、〇九九番地先から同市同町一、一五七の三番地先(県道鳥取港湖山停車場線との交差点)までの区間
- 三十五 県道鳥取港湖山停車場線のうち鳥取市賀露町一、一五七の三番地先から同市同町一、五三八の一番地先(市道賀露上浜灘端線との接合点)までの区間
- 三十六 市道賀露上浜灘端線
- 三十七 県道鳥取港湖山停車場線のうち鳥取市賀露町字上浜一、七〇三番地先から同市湖山町一、二四一番地先(一般国道九号線との交差点)までの区間
- 三十八 一般国道九号線のうち鳥取市湖山町一、二四一番地先から同市同町字連池二、九三一の二番地先(市道湖山大寺屋大学線との交差点)までの区間
- 三十九 市道湖山大寺屋大学線

四十 市道湖山新田線のうち鳥取市湖山町字池淵外浜一、七六七の一三番地先から同市同町字新川一、六一九番地先(市道湖山幹線との交差点)までの区間

四十一 市道湖山幹線のうち鳥取市湖山町字新川一、六一九番地先から同市同町字島川五八二番地先(市道北小屋線との交差点)までの区間

四十二 市道北小屋線

四十三 県道湖山停車場布勢線のうち鳥取市湖山町官有地(國鉄山陰本線山王踏切)から同市同町字小山ヶ前七八一の七番地先(県道鳥取港湖山停車場線との交差点)までの区間

四十四 県道鳥取港湖山停車場線のうち鳥取市湖山町字小山ヶ前七八一の七番地先から同市同町七八三の四番地先(一般国道九号線との交差点)までの区間

四十五 一般国道九号線のうち鳥取市湖山町七八三の四番地先から同市丸山町二四八番地先(市道東町丸山線との交差点)までの区間

参考 1

自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十五号)第五条第一項及び第二項の規定を適用する地域に含まれる町名等
鳥取市

尙徳町、東町一丁目の一部、東町二丁目の一部、東町三丁目の一部、西町一〜五丁目、湯所町一丁目の一部、湯所町二丁目、丸山町の一部、栗谷町の一部、江崎町の一部、馬場町の一部、上町の一部、中町、御弓町、大榎町、庖丁人町、掛出町、大工町頭、寺町、元大工町、上魚町、片原一〜五丁目、鹿野町、下魚町、玄好町、材木町、鍛冶町、若桜町、本町一〜四丁目、三軒屋、稲屋町、職人町、二階町一〜四丁目、茶町、

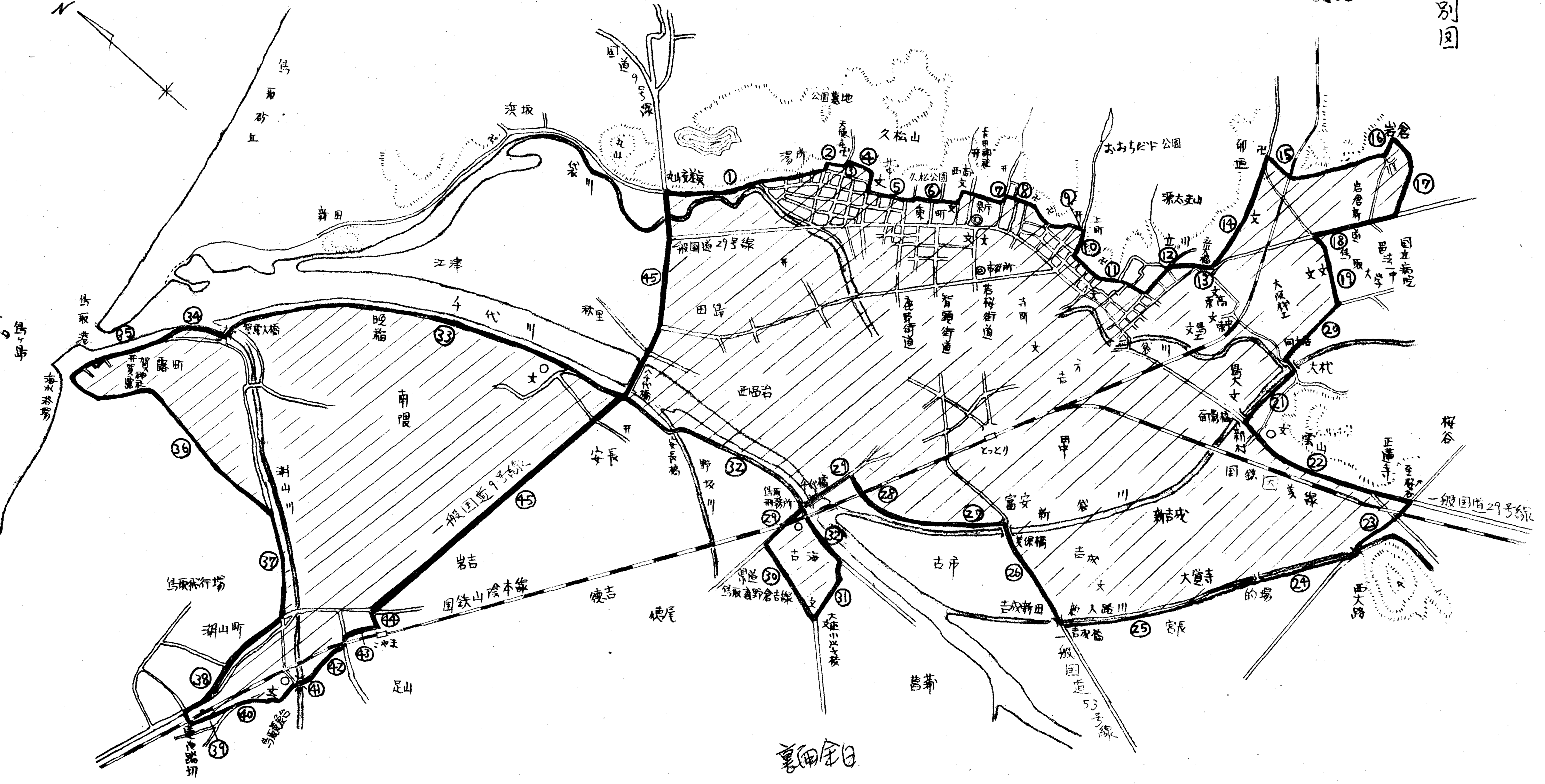
新町、元魚町一〜三丁目、魚町尻、川端一〜四丁目、四丁目尻、藪片原町、川外大工町、東品治町、瓦町、今町一〜二丁目、梶川町、南本寺町、北本寺町、元鑄物師町、新鑄物師町、丹後片原町、薬師町、大森町、川下町、吉方町一〜三丁目、吉方、立川町一丁目の一部、立川町二丁目の一部、立川町三丁目の一部、立川町四丁目の一部、立川町五丁目の一部、行徳、西品治、田島、卯垣の一部、岩倉の一部、宮長の一部、大覚寺、吉成の一部、富安、古市の一部、賀露町の一部、雲山の一部、新、大杖の一部、正蓮寺の一部、秋里の一部、安長の一部、南隈、晩稻、古海の一部、岩吉の一部、湖山町の一部及び西大路の一部

参考 2

別図の地図

01015

別図



鳥取県